

# 広島大学体育会バレーボール部同窓会規約

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 広島大学体育会バレーボール部同窓会（以下「本会」という。）は、会員相互の親睦をはかると共に、広島大学体育会バレーボール部（以下「本学バレーボール部」という。）及び本会の発展に寄与することを目的とする。

### (事務所の所在地)

第2条 本会は、事務所を下記に置く。

〒739-8511 東広島市鏡山1-3-2  
広島大学体育会バレーボール部  
E-mail volleyob@hiroshima-u.ac.jp

## 第2章 会員

### (組織)

第3条 本会は、次に掲げる会員で組織する。

- (1) 本学バレーボール部卒業生
- (2) 本学バレーボール部所属学生
- (3) その他広島大学卒業生及び修了者等で入会を希望する者

## 第3章 役員及び任務

### (役員)

第4条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 会計 2名
- (6) 会計監査 2名

2 役員は、総会の承認を得て決定する。

3 役員の任期は2年とし、改選期の総会までとする。ただし、再任は妨げない。

4 役員が辞任を申し出たとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第5条 会長は、会員中より幹事会が推薦する。

2 会長は本会を代表して会務を総括する。

### (副会長)

第6条 副会長は、会員中より会長が推薦する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその任務を代理し、会長が欠員のときはその任務を行

う。

(幹事長)

第7条 幹事長は、幹事の互選によって選出する。

(幹事)

第8条 幹事は、本学バレーボール部歴代主将等の中より会長が推薦する。

(会計)

第9条 会計は、本学バレーボール部所属学生の中より幹事会が推薦する。

2 会計は会計監査を受け、これを総会で報告する。

(会計監査)

第10条 会計監査は、会員中より幹事会が推薦する。

2 会計監査は、毎会計年度に会計事務を監査する。

#### 第4章 会議

(会議の構成)

第11条 本会の会議は総会及び幹事会とし、会長がこれを招集する。

第12条 会議は、原則として毎年1回開催するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

(総会)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

第14条 総会に、議長を置く。

2 議長は、会員中より幹事会が推薦し、会長が指名する。

3 議長は、総会を主宰する。

第15条 総会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 役員の選出

(2) 会務の報告

(3) 予算の作成及び決算に関する事項

(4) 規約の改正

(5) その他本会に関する重要事項

2 総会の議事は、出席者の過半数でこれを可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第16条 幹事会は、次に掲げる役員等で構成する。

(1) 会長

(2) 副会長

(3) 幹事

(4) 会計

(5) その他会員の中より会長が必要と認めた者

第17条 幹事会は総会提出議案を審議する。

2 幹事会の議事は、出席者の過半数でこれを可決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

#### 第5章 支部

(設置)

第18条 本会は、原則として会員10名以上の都道府県に支部を置く。

- 2 会員 10 名以下の都道府県においては、近隣の都道府県とともに支部を置くことができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、同一都道府県に複数の支部を置くことができる。

(支部長)

第 19 条 各支部に支部長を置く。

- 2 支部長は、幹事会の推薦によって選出する。
- 3 支部長は、各支部の連絡調整を行うものとする。

## 第 6 章 事業

(事業内容)

第 20 条 本会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 総会及び幹事会の開催
- (2) 同窓会誌の発行
- (3) 会員名簿の管理
- (4) その他本会の目的を遂行する上で必要な事項

## 第 7 章 会計

(会計年度等)

第 21 条 本会の会計年度は、1 月 1 日～12 月 31 日とする。

第 22 条 本会の経費は、年会費 2,000 円、寄付金、その他収入をもって充てる。

第 23 条 本会の会計は、会計監査を受けて総会に提出する。

## 附 則

この規約は、平成 2 年 2 月 17 日に制定し、平成 2 年 2 月 18 日から施行する。

## 附 則(平成 3 年 2 月 16 日 一部改正)

この規約は、平成 3 年 2 月 17 日から施行する。

## 附 則(平成 29 年 3 月 18 日 一部改正)

この規約は、平成 29 年 3 月 18 日から施行する。